

# 長野市の公園の管理について

---

〔管理担当〕

長野市緑を豊かにする委員会  
令和5年12月13日(水)

# 公園の種類と数 (R5.4.1 現在)

---

- 街区公園 164か所  
(セントラルスクエア他)
- 近隣公園 22か所  
(長野駅東口公園、和田公園他)
- 地区公園 5か所  
(若里、篠ノ井中央、若穂中央他)
- 総合公園 3か所  
(城山、川中島古戦場史跡、昭和の森他)
- 運動公園 2か所  
(長野運動、南長野運動)

- 特殊公園 4か所  
→ 風致公園 2か所  
(地附山、ブランド薬師)  
→ 動植物公園 2か所  
(茶臼山動物園、自然植物園)

- 都市緑地 8か所  
(犀川第二緑地他)

〔都市公園計 208所〕

- 遊園地 520か所

【総合計 728か所】

# 公園・遊園地の維持管理

---

- 公園愛護会による管理 666か所
  - 地域住民により清掃活動等を実施
- 指定管理者による管理 3団体
  - 管理運営業務全般について協定で定め維持管理
- 業務委託等による管理（市が直接管理）
  - 公園見回り員の管理 2人1組 5班体制
  - 公園管理人による管理 2公園
  - 樹木の剪定・伐採、草刈、トイレ清掃、改修工事などの実施

# 公園愛護会による管理

## □ 地域住民等による組織

→ 公園や緑を愛護する意識の高揚を図る

※ 設立公園数 666か所（96.3%）〔R5.4.1 現在〕

## □ 活動内容

→ ゴミ拾い、除草、落ち葉清掃、トイレ清掃等

## □ 報奨金を交付

→ 公園の種類や面積等により区分

## □ 課題

- 地域住民の高齢化
- 住民意識の変化
- 年々増加する愛護会の解散



# 指定管理者による管理

---

- 城山公園外 7 施設（総合公園、運動公園等）
  - 指定管理者 NPO法人 長野市環境緑化協力会
  
- 茶臼山動物園外 3 施設（城山動物園、自然植物園（下部恐竜園）等）
  - 指定管理者（一社）長野市開発公社
  
- 篠ノ井中央公園外 2 施設（自然植物園（上部）等）
  - 指定管理者（一財）ながの緑育協会

# 公園見回り員による管理

---

- 対象公園 約700箇所 of 公園・遊園地
- 業務内容 見回り、簡易な遊具点検、トイレ清掃、簡易な施設修繕、人力除草等
- 委託先 公益社団法人 長野シルバー人材センター
- 体制 2人一組の5班体制 月1回以上の巡回
- 期間 ①4/1～11/30、3/16～3/31・・・毎日  
②12/1～3/15・・・月曜日～金曜日  
(土日・祝日・12/29～1/3を除く)
- 時間 午前9時から午後5時まで

# 班体制

---

## □ 1班

豊野、長沼、古里、朝陽、柳原、若槻

## □ 2班

第一、第二、三輪、吉田、浅川、芋井、小田切、安茂里、鬼無里

## □ 3班

第三、第四、第五、芹田、古牧、大豆島、若穂

## □ 4班

七二会、川中島、更北、中条

## □ 5班

篠ノ井、松代、信更、信州新町

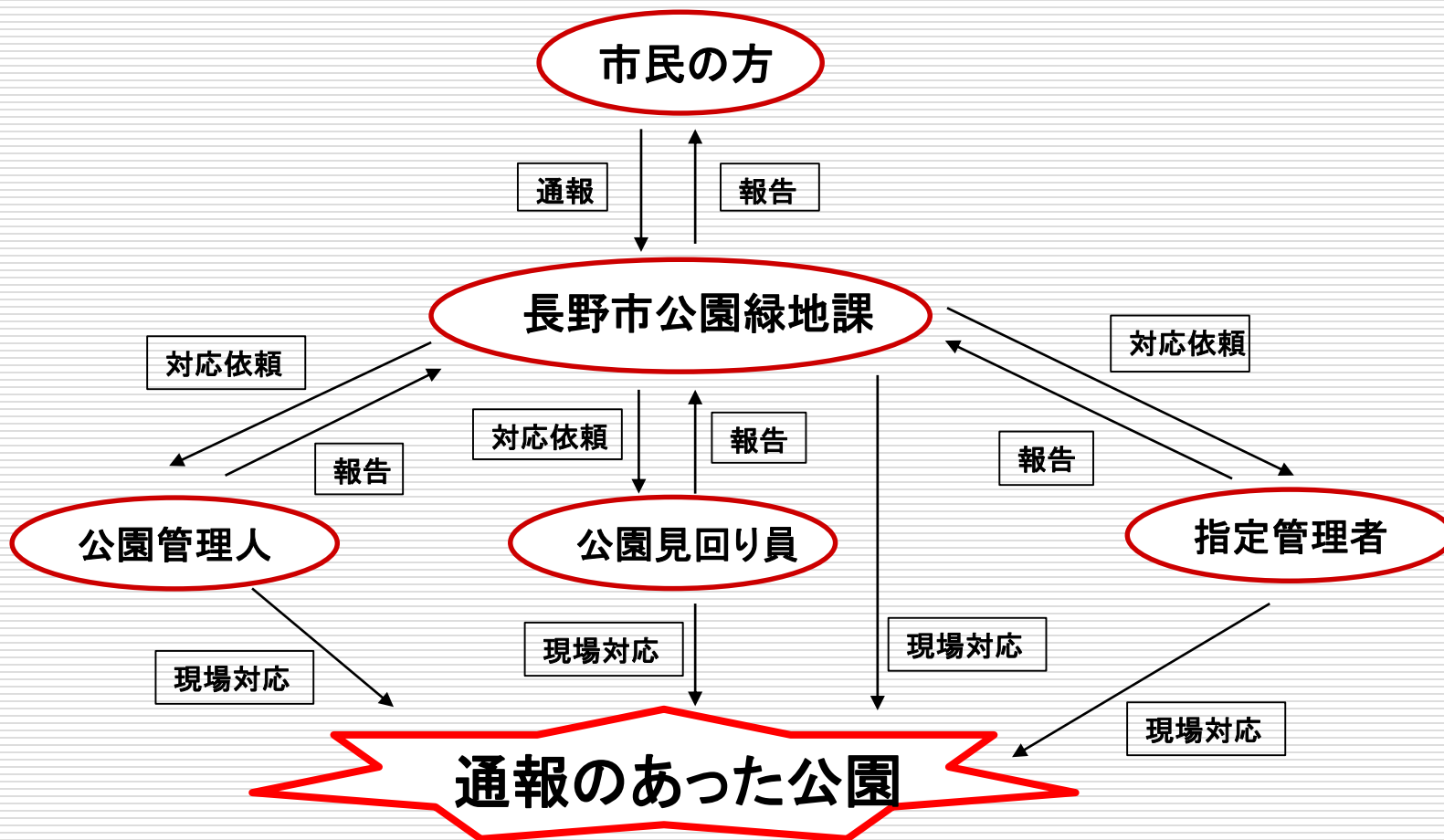
# 公園管理人による管理

---

- 対象公園 交通公園の2公園  
(ひまわり公園、しののい公園)
- 業務内容 見回り、簡易な遊具点検、トイレ清掃、  
簡易な施設修繕、人力除草、自転車貸出等
- 委託先 公益社団法人 長野シルバー人材センター
- 体制 1人～4人体制
- 期間 公園ごとに指定する期間・曜日
- 時間 公園ごとに指定する時間



# 公園管理のイメージ



# 遊具等の点検と更新

---

- 見回り員による遊具点検・簡易修繕  
→ 月に1回、各公園を見回る際に実施
- 専門業者による遊具点検の実施  
→ 年1回 事業者による精密点検(業務委託)
- 遊具の更新  
→ 危険な遊具を優先して撤去・更新
- 安全安心対策緊急総合支援事業の活用  
→ 公園施設長寿命化計画・・・平成25年度策定  
→ トイレのバリアフリー化、複合遊具の更新 など

# 公園利用に関する苦情対応等

---

## □ 公園利用者からの苦情等への対応

- 施設等の破損など  
現場確認及び関係者との協議により対応検討
- 樹木の剪定、除草、落ち葉、ゴミの回収など  
巡回や業務委託等で対応
- ボール遊びや騒音など  
関係者との協議や看板設置等で対応
- 禁止行為(犬の散歩など)  
現場確認と看板設置で対応
- 病害虫など  
対象の枝を除去、場合によっては消毒

# 公園利用に関する許可等

---

- イベントなどの行為に対する許可  
→都市公園条例に基づく**行為許可**
- ベンチなどの公園施設の設置に対する許可  
→都市公園法に基づく**施設設置許可**
- 電柱などの公園施設以外の工作物の設置に対する許可  
→都市公園法に基づく**占用許可**
- 公園施設の管理に対する許可  
→都市公園法に基づく**施設管理許可**

# 公園での犬の散歩について



- 昭和38年 長野市都市公園条例改正  
動物を引き連れて入園することを禁止
- 現在7公園の指定区域が散歩可能(県営若里公園も可能)  
長野運動公園、川中島古戦場史跡公園、真田公園  
犀川第2緑地、昭和の森公園、氷鉦公園、篠ノ井中央公園
- 令和3年度に実施した市民アンケート  
Q「あなたは、公園で犬を散歩させることについてどう思いますか」  
A「マナーがしっかり守られれば良い」 74.6%  
Q「今後、公園での犬の散歩について、どのようにしていくのが良いと思いますか」  
A「散歩ができる公園を増やしていくのが良い」 42.5%  
→犬を散歩させることについては肯定的な意見が多いことから、新たに犬の散歩可能な公園について検討、調整していく
- ドッグラン1箇所H30年11月試行 (川中島古戦場史跡公園)

# 公園での禁止事項

---

- ・ペットの引き連れ
- ・ゴルフの練習（素振りも不可）
- ・夜間のスケートボード
- ・打ち上げ花火（手持ち花火のみ可）
- ・直火でのBBQ（必ず専用のコンロを使用）
  - ※地附山公園・茶臼山公園は不可。
  - ※城山公園・昭和の森公園・川中島古戦場史跡公園はBBQの可能エリアを限定。
- ・指定場所以外への車馬の乗り入れ
- ・広告物の掲示